

NO	項目	質問内容	回答
2-1	経過措置	平成22年度に実施した「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修事業」を看護職員が受講し、施設内で介護職員に対し、14時間の研修を当施設で行っています。その場合の指導者は、研修を受講した准看護師でもよいか。	原則として、正看護師が行うこととされていますが、正看護師が配置されていない場合は、平成22年度の研修を受講した准看護師が研修を行うことは可能です。
2-2	経過措置	現在特別養護老人ホームで勤務し、14時間の研修を修了している介護職員は、経過措置として「認定特定行為業務従業者」となることができるが、H24年4月以降、別に不特定多数の者対象の研修である「第一号研修」又は「第二号研修」を受ける必要がるか。	特別養護老人ホームの経過措置で実施可能とされている行為(口腔内のたんの吸引及び経管栄養胃ろう(接続及び注入開始を除く)のみを行う場合は、認定証の申請手続きは必要ですが、改めて第一号研修等を受ける必要はありません。しかしながら、現在行っている経過措置対象以外の特定行為を行う場合は、研修を受講する必要があります。
2-3	経過措置	H24年4月からH27年3月までの介護福祉士養成校の卒業者は、特別養護老人ホームに就職した場合、14時間の経過措置対象の研修を受けることはできますか。	4月1日以降に特別養護老人ホームに就職した者(卒業者に限らず、新たに配置となった職員も含む)は、経過措置対象者となることはできません。喀痰吸引等の業務に従事する場合は、第一号研修又は第二号研修を受講してください。 平成22年4月1日付けの特別養護老人ホームの違法性阻却の通知は、廃止される予定です。